



長野県立総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第5号

長野県立総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則

長野県立総合リハビリテーションセンター管理規則（昭和49年長野県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「第5条第6項」を「第5条第7項」に改める。

附則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

障害者支援課

長野県母子家庭児童の身元保証に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第6号

長野県母子家庭児童の身元保証に関する条例施行規則を廃止する規則

長野県母子家庭児童の身元保証に関する条例施行規則（昭和31年長野県規則第31号）は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

こども・家庭課

長野県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに交付します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第7号

長野県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

長野県自然環境保全条例施行規則（昭和54年長野県規則第30号）の一部を次のように改正する。

目次中「第47条」を「第42条」に改める。

第36条から第40条までを削る。

第41条中「第26条第2項」を「第25条第2項」に、「第27条第4項」を「第26条第4項」に改め、第6章中同条を第36条とする。

第42条中「第28条」を「第27条」に、「第27条第1項」を「第26条第1項」に改め、同条を第37条とする。

第43条から第47条までを5条ずつ繰り上げる。

別表第7中「第45条関係」を「第40条関係」に改める。

様式第7号中「第41条関係」を「第36条関係」に改める。

様式第8号中「第44条関係」を「第39条関係」に改める。

様式第9号中「第46条関係」を「第41条関係」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

自然保護課

長野県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第8号

長野県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則

長野県希少野生動植物保護条例施行規則（平成15年長野県規則第63号）の一部を次のように改正する。

第6条第4号セ中「第2条に規定する放送」を「第2条第1号に規定する放送」に改め、「有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和26年法律第135号）第2条に規定する有線ラジオ放送の業務、有線放送電話に関する法律（昭和32年法律第152号）第2条第2項に規定する有線放送電話業務、有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条第1項に規定する有線テレビジョン放送の業務」を削る。

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）附則第7条の規定により有線放送電話に関する法律（昭和32年法律第152号）の規定の適用についてなお従前の例によることとされる放送法等の一部を改正する法律附則第2条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律第3条の許可を受けている者が行う同法第2条第2項に規定する有線放送電話業務の用に供する施設の管理のために必要な行為に係るこの規則による改正後の長野県希少野生動植物保護条例施行規則第6条第4号セの規定の適用については、なお従前の例による。

自然保護課

長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第9号

長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料の額を定める規則（昭和48年長野県規則第38号）の一部を次のように改正する。

別表の木材理化学試験の項を次のように改める。

木材理化学試験	木材の含水率試験	3,100
	木材の強度試験	
	(1) 小試験体圧縮試験	3,100
	(2) 実大材圧縮試験	4,400
	(3) 小試験体曲げ試験	3,500
	(4) 実大材曲げ試験	9,500
	(5) 実大材非破壊曲げ試験	9,000
	(6) 小試験体せん断試験	2,400
	(7) 実大材せん断試験	4,000
	(8) 壁せん断試験	30,900
(9) 実大材引張り試験	3,900	
集成材の接着力試験		
(1) 浸せき剥離試験	1,300	
(2) 煮沸剥離試験	1,400	
(3) 減圧加圧剥離試験	5,800	
(4) ブロックせん断試験	2,400	
試料調整 (試験体の作成及び調整)	4,400	

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

信州の木振興課

県営土地区画整理事業施行条例施行規則を廃止する規則をここに公布します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第10号

県営土地区画整理事業施行条例施行規則を廃止する規則

県営土地区画整理事業施行条例施行規則 (昭和36年長野県規則第54号) は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

都市計画課

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成24年3月22日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第11号

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則 (平成6年長野県規則第25号) の一部を次のように改正する。

第13条第2項第1号中「場合」の次に「又は屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者であってその法定代理人が法人である場合」を加え、同項第2号中「を含む」を「(法定代理人が法人である場合にあつてはその役員)を含む」に改める。

別表第2の県道上田丸子線の項の次に次のように加える。

県道豊野南志賀公園線	須坂市と上高井郡高山村との境界から上信越高原国立公園との境界 (上高井郡高山村大字奥山田字鎌田3380番2地先) まで	両側各100メートル以内
------------	---	--------------

別表第2の県道柏矢町田沢停車場線の項の次に次のように加える。

県道山田温泉線	上信越高原国立公園との境界 (上高井郡高山村大字奥山田字下牛窪3521番2地先) から上高井郡高山村道牧32号線との交差点 (上高井郡高山村大字牧字稲荷1158番2地先) まで	両側各100メートル以内
---------	--	--------------

別表第2の諏訪郡原村道8158号線の項の次に次のように加える。

上高井郡高山村道牧5号線	県道大前須坂線との交差点から県道豊野南志賀公園線との交差点まで	両側各100メートル以内
--------------	---------------------------------	--------------

様式第1号の表面中

未成年者である場合においては、法定代理人の氏名及び住所	住所	
	氏名	

を

未成年者である場合においては、法定代理人の氏名及び住所 (法定代理人が法人である場合においては、名称及び住所並びに代表者及び役員 の氏名)	氏 名 (名 称)	
	住 所	
	代表者及び 役員 の氏名	

に改める。

様式第2号中	<ul style="list-style-type: none"> 法定代理人の氏名 (未成年者である場合に限る。) 法定代理人の住所 (未成年者である場合に限る。) 	を
--------	--	---

<ul style="list-style-type: none"> 法定代理人の氏名又は名称 (未成年者である場合に限る。) 法定代理人の住所 (未成年者である場合に限る。) 法定代理人である法人の代表者の氏名 (未成年者である場合に限る。) 法定代理人である法人の役員 の氏名 (未成年者である場合に限る。) 	に改める。
--	-------

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

建築指導課

長野県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成24年 3月22日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第2号

長野県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会公告式規則(昭和28年長野県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「長野県教育委員会(以下「教育委員会」という。)を記入し、末尾に委員長が署名する」を「長野県教育委員会名を記載する」に改め、同条第2項中「公報」を「県報」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「非常災害等により、長野県報」を「やむを得ない事情により県報」に、「及び」を「その他の」に、「かえる」を「代える」に改める。

第4条第1項中「教育委員会の定める規程」を「長野県教育委員会の定める規程(規則を除く。)」に改め、「旨の前文、」を削り、「教育委員会名を記入する」を「長野県教育委員会名を記載する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育総務課

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成24年 3月22日

長野県総合教育センター規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成24年 3月22日

長野県教育委員会規則第4号

長野県総合教育センター規則の一部を改正する規則

長野県総合教育センター規則(平成8年長野県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「の規定」を「及び長野県総合教育センター条例(平成8年長野県条例第17号。以下「条例」という。)第8条の規定」に、「の管理運営」を「(以下「センター」という。)の管理運営」に改める。

第4条中「長野県総合教育センター」を「センター」に、「長野県教育委員会」を「教育委員会」に改め、同条を第10条とする。

第3条中「長野県教育委員会」を「教育委員会」に改め、同条を第9条とする。

第2条中「長野県総合教育センターの長(次条及び第4条において「所長」という。)」を「所長」に、「長野県教育委員会」を「教育委員会」に改め、同条を第8条とし、第1条の次に次の6条を加える。

(使用を許可する日及び時間)

第2条 条例別表に規定する施設(以下「対象施設」という。)の使用を許可する日は、次の各号に掲げる日を除く日とする。ただし、長野県教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

2 対象施設の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用の許可)

第3条 対象施設の使用の許可を受けようとする者(第3項において「申請者」という。)は、長野県総合教育センター使用許可申請書(様式第1号)を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可の申請の受付期間は、使用しようとする日の2月前から使用しようとする日の7日前までとする。

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第3号

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員のへき地手当等に関する規則(昭和46年長野県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「長野市立芋井小学校第一分校」を「別表第3のとおり」に改める。

別表第1の1級の項中 「大町市立美麻小学校
上水内郡信濃町立古海小学校」を

「大町市立美麻小学校」に改める。

別表第2の次に次の別表を加える。

(別表第3)(第2条関係)

学	校
下伊那郡天龍村立天龍小学校	
下伊那郡天龍村立天龍村学校給食共同調理場	
長野市立芋井小学校第一分校	
下伊那郡天龍村立天龍中学校	

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

義務教育課

3 教育委員会は、第1項の規定による許可をしたときは、使用許可書を申請者に交付するものとする。

(遵守事項)

第4条 前条第1項の規定による許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) センターの施設、設備等を損傷し、汚損し、又は紛失しないこと。
- (2) センター内において他人に迷惑になるような行動をしないこと。
- (3) 前2号に定めるもののほか、センターの秩序の維持についてセンターの長（以下「所長」という。）が定める事項

(使用許可の取消し)

第5条 教育委員会は、第3条第1項の規定による許可を受けた者が前条の規定に違反したときは、使用の許可を取り消すことができる。

(使用料の減免)

第6条 条例第6条の規定による使用料の減免は、県が主催する事業及び教育委員会が共催する事業に使用するときに行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、教育委員会が特に必要があると認め、かつ、知事の承認を得たときは、使用料を減免することができるものとする。

3 前項の規定による使用料の減免を受けようとする者は、長野県総合教育センター使用料減免申請書（様式第2号）を教育委員会に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第7条 条例第7条第2項第2号に規定する別に定める日は、使用日の7日前の日とする。

2 条例第7条第2項の規定による使用料の還付を受けようとする者は、長野県総合教育センター使用料還付申請書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

附則の次に次の様式を加える。

(様式第1号) (第3条関係)

長野県総合教育センター使用許可申請書	
年 月 日	
長野県教育委員会 殿	
申請者 住 所	
氏 名 ㊟	
電話番号	
〔法人にあつては主たる事務所の〕 所在地、名称及び代表者の氏名〕	
下記のとおり長野県総合教育センターを使用させていただきます。	
記	
使 用 目 的	
使 用 日 時	
使 用 施 設	
備 考	

(様式第2号)(第6条関係)

長野県総合教育センター使用料減免申請書	
年 月 日	
長野県教育委員会 殿	
申請者 住 所 氏 名 ㊟ 電話番号	
〔法人にあつては主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕	
下記のとおり使用料を減免してください。	
記	
使用目的	
使用日時	
使用施設	
減免を受けようとする理由	
備 考	

(様式第3号)(第7条関係)

長野県総合教育センター使用料還付申請書	
年 月 日	
長野県教育委員会 殿	
申請者 住 所 氏 名 ㊟ 電話番号	
〔法人にあつては主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕	
下記のとおり使用料を還付してください。	
記	
使用目的	
使用日時	
使用施設	
納付した使用料の額	
還付を受けようとする理由	
金融機関名	本・支店(所)名 預金種目 口座番号 口座名義人
備 考	

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

教学指導課

長野県立歴史館管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成24年 3月22日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第5号

長野県立歴史館管理規則の一部を改正する規則

長野県立歴史館管理規則(平成6年長野県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条」を「第9条」に改める。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「第6条」を「第7条」に改め、同条を第9条とする。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条第1項中「第4条」を「第5条」に改め、同条を第5条と

し、第3条の次に次の1条を加える。

(歴史館協議会)

第4条 条例第4条の規定による歴史館協議会は、歴史館の長が招集する。

2 歴史館協議会を分けて定例会及び臨時会とし、定例会は毎年1回、臨時会は必要に応じて招集する。

3 歴史館協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

様式第1号及び様式第2号中「第4条関係」を「第5条関係」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

文化財・生涯学習課

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成24年 3月22日

長野県公安委員会委員長 榎 山 宏

長野県公安委員会規則第4号

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則(昭和35年長野県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

(別表)(第2条関係)

階級等別 区 分	警 察 官						警察官以外 の職員	合 計
	警 視	警 部	警部補	巡査部長	巡 査	小 計		
長野県警察本部	人 75	人 117	人 346	人 250	人 151	人 939	人 278	人 1,217
長野県警察学校	2	3	12	1		18	4	22
警 察 署	43	132	628	769	748	2,320	167	2,487
初 任 科 生					150	150		150
合 計	120	252	986	1,020	1,049	3,427	449	3,876

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

警 務 課